【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成23年8月12日

【四半期会計期間】 第89期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

【会社名】株式会社 タムラ製作所【英訳名】TAMURA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田村 直樹

【本店の所在の場所】 東京都練馬区東大泉一丁目19番43号

【電話番号】 東京(03)3978 - 2031

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経営管理本部長 飯田 博幸

【最寄りの連絡場所】 東京都練馬区東大泉一丁目19番43号

【電話番号】 東京(03)3978 - 2031

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員経営管理本部長 飯田 博幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第88期 第 1 四半期連結 累計期間	第89期 第 1 四半期連結 累計期間	第88期
会計期間	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成23年4月1日 至平成23年6月30日	自平成22年4月1日 至平成23年3月31日
売上高(百万円)	16,856	17,765	73,289
経常利益又は経常損失() (百万円)	333	254	353
四半期純損失()又は当期純利益 (百万円)	385	511	125
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	607	207	968
純資産額(百万円)	28,999	28,026	28,437
総資産額(百万円)	73,075	69,152	68,402
1株当たり四半期純損失金額() 又は1株当たり当期純利益金額 (円)	5.55	7.37	1.81
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)			1.80
自己資本比率(%)	35.52	36.20	37.06

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
 - 2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
 - 3.第88期第1四半期連結累計期間及び第89期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。
 - 4. 第88期第1四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」 (企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ (当社及び連結子会社)が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間における我が国経済は、東日本大震災の影響により生産や輸出が減少し、企業収益も下押し傾向となり、設備投資も弱い動きとなっており、それまで回復基調にあった景気も急速に低迷いたしましたが、サプライチェーンの復旧等も進み、持ち直しの動きが見られるようになってきました。

一方、世界経済全体では、中国を中心としたアジア地域では引き続き好調を維持しておりますが、米国では失業率の悪化や消費マインドの低下を背景に景気の減速懸念が高まり、欧州ではドイツなどの主要国では景気の改善は続いているものの、一部の国々における財政問題や高い失業率もあり、景気が低迷するリスクの高い状況となっております。

このような経済情勢の中、当社グループを取り巻く市場環境といたしましては、家電・住宅関連製品や産業機械・エネルギー関連製品は引き続き堅調に推移しましたが、車載関連などの一部の分野におきましてはサプライチェーンの混乱等の影響があり低調な推移となりました。また、円高進行や原材料価格の高値継続など、厳しい市場環境も継続しており、予断を許さない状況となっております。

このような市場環境のもと、当社グループの当第1四半期連結累計期間の状況といたしまして、売上高は177億6千5百万円(前年同四半期比5.4%増)となりました。利益面におきましては、営業損失は1億9千2百万円(前年同四半期は8千2百万円の営業利益)と原材料の高騰等による原価の上昇が響き赤字となりました。経常損失は2億5千4百万円(前年同四半期は3億3千3百万円の経常損失)となり、四半期純損失は5億1千1百万円(前年同四半期は3億8千5百万円の四半期純損失)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

なお、売上高はセグメント間の内部売上高を含めており、セグメント利益はセグメント間取引消去及び本社部門負担の未来開発研究費用控除前の営業利益と調整を行っております。

電子部品関連事業

電子部品関連事業は、東日本大震災の影響などによる状況を背景に、デジタル機器関連の伸び悩み、またサプライチェーンの混乱等による、自動車生産台数の落ち込みなど、各市場において厳しい環境におかれました。このような状況の中、本事業全般としましては、車載関連製品などの一部の分野では落ち込みがあるもののエアコン向け製品や電動工具向け製品及び産業機械・エネルギー向け製品などは引き続き、アジア地域などを中心に堅調に推移し、また、株式会社光波を中心としたLED関連製品も主力の自動販売機関連は厳しい状況があるものの、市場ニーズの高まるLED照明関連製品などは伸長もあり、事業全体の売上は増収となりました。利益におきましては、構造改革などの効果は確実に現れはじめ大幅に改善はしておりますが、銅・鉄など原材料の高騰・高値継続等による原価上昇や厳しい低価格競争などもあり、黒字化までは至りませんでした。

この結果、売上高は122億3千1百万円(前年同四半期比7.2%増)、セグメント損失は6千万円(前年同四半期は1億3千5百万円のセグメント損失)となりました。

電子化学実装関連事業

電子化学実装関連事業は、東日本大震災の影響などによる生産の減少を背景に、電子化学事業・実装装置事業ともに厳しい市場環境となりました。このような状況の中、本事業全般といたしまして、電子化学事業においては、市場ニーズの高まるソーラーパネル・LEDなどの省エネ・エネルギー関連向け製品やフレキシブル基板材料などの新規材料を市場へ投入するなど新規市場への取り組みも徐々に成果として現れておりますが、サプライチェーンの混乱等により主力の車載関連製品が自動車生産台数の落ち込みを背景に低調に推移し、また、実装装置事業においても中国市場などへ新製品を投入し拡販を図っておりますが、国内市場が設備投資の鈍化を背景に低迷したこともあり、事業全体の売上は減収となりました。利益におきましては、電子化学事業における錫・銀など原材料の高騰・高値継続等による原価上昇や事業全般的にアジア等における低価格競争もあり、事業全体として大幅な減益となりました。

この結果、売上高は49億7千1百万円(前年同四半期比1.6%減)、セグメント利益は1億4千9百万円(同70.5%減) となりました。

情報機器関連事業

情報機器関連事業は、東日本大震災の影響などで回復傾向にあった設備投資等の動きも弱まり、放送機器関連をはじめ、各分野において、厳しい事業環境が未だ継続しております。本事業全般といたしましては、主力の放送機器関連・ワイヤレス機器関連におきましては引き続き厳しい市場環境はあるものの、セキュリティ関連製品ではこのたびの震災を背景に設備の更新需要が発生するなど、事業全体の売上は増収となりました。利益におきましては、主力の放送機器関連・ワイヤレス機器関連などにおいて、売上拡大に向けた新製品の開発投資を積極的に行っている部分もあり、各種構造改革を推し進めるも、赤字が継続する結果となりました。

この結果、売上高は5億7千7百万円(前年同四半期比43.4%増)、セグメント損失は1億4千万円(前年同四半期は1億7千9百万円のセグメント損失)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、平成18年5月26日開催の取締役会において、企業価値、ひいては、株主の皆様の利益を確保し、または向上させる取り組みの一環として、大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)を決議し、平成18年6月29日開催の定時株主総会に議案を上程し、承認可決されております。

大規模買付行為(特定株式保有者等(注1)の当社株券等(注2)の買付行為)に対する対応方針の概要は次のとおりであります。

詳細は当社ホームページ(http://www.tamura-ss.co.jp)にてご覧いただくことができます。

基本的な当社の考え方

当社は、証券取引所に上場する株式会社として、当社株式の売買は市場に委ねるものと考えており、特定株式保有者等による当社株式の買付けに応じて当社株式の売却を行うか否かは、最終的には当社株式を保有する株主の皆様のご判断によるものと考えております。また、特定株式保有者等による経営への関与は、必ずしも企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値の拡大につながるものであれば何ら否定するものではありません。

当社は、グループとして、国内外に子会社、関連会社を合わせ40社強を有し、日本、アジア、米州および欧州の4つの地域に跨り、電子部品、電子化学実装、情報機器、その他各分野における商品の販売および製造を主な内容とした多岐に渡る事業展開を行っております。従いまして、当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに国内外の顧客・従業員および取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。

特定株式保有者等による当社株式の買付けが行われる場合に、株主の皆様に、短期間に、以上のような当社およびタムラグループの特性を踏まえた上での十分な情報を確保していただくこと、そして、それに基づき十分な分析を加えた上で特定株式保有者等による当社株式の買付けの妥当性をご判断いただくことが容易でない場合も想定しうると考えております。今後、当社の同意なく特定株式保有者等による当社株式を対象とする公開買付や当社株式の買集め等が行われた場合に、()特定株式保有者等の目的等が株主の皆様の利益を損なうものであるか否か、()特定株式保有者等の買付けが株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要する恐れがあるものであるか否か、()特定株式保有者等により株主の皆様に対し十分な情報の開示が行われているか否か等を検討するために必要な情報と時間を合理的に確保することは、当社の企業価値が毀損され、株主の皆様にとって不本意な形で不利益が生じることを未然に防止するために重要であると考えております。

大規模買付ルールの内容

当社が導入している大規模買付ルールとは、()事前に特定株式保有者等が当社取締役会に対して必要且つ十分な情報を提供し、()当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、特定株式保有者等には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要且つ十分な情報を提供していただきます。

大規模買付行為の提案があった事実および当社取締役会に提供された本必要情報はすべて特別委員会に提出されます。また、当社取締役会は、特別委員会の勧告・助言等を最大限尊重しつつ、本必要情報のうち、当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる情報については、適切と判断する時点で開示します。

次に、当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、特定株式保有者等が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として与えられるべきものと考えます。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。取締役会評価期間中、当社取締役会は特別委員会の勧告等を最大限尊重しながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、特定株式保有者等との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

特定株式保有者等が現れた場合、当社取締役会は、特別委員会が行う勧告等を最大限尊重した上で、当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることになります。

大規模買付行為が為された場合の対応方針

(a) 特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守した場合

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、当社株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと認められる場合(買収目的等からみて企業価値を損なうことが明白であるもの、買収に応じることを株主に強要する仕組みをとるもの、従業員、顧客、取引先などのステークホルダーの利益を損なう結果、企業価値を著しく損なうものなど)には、当社取締役会は当社株主の皆様の利益を守るために適切と考える方策を取ることがあります。当該大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうか否かの検討および判断については、その客観性および合理性を担保するため、当社取締役会は、特別委員会の勧告を尊重するものとします。

(b) 特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、新株予約権の発行等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、特別委員会の勧告等を最大限尊重しながら、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することとします。

株主・投資家に与える影響等

(a) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報、ならびに、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見および代替案等の提示を受ける機会を保証しています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となります。

(b) 対抗措置発動時に株主・投資家に与える影響等

特定株式保有者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、当社取締役会は、当社および当社株主全体の利益を守ることを目的として、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組上、当社株主の皆様(大規模買付ルールに違反した特定株式保有者等を除きます。)が格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令に従って適時適切な開示を行います。

大規模買付ルールの有効期限および修正・廃止について

上記対応方針の導入は、平成18年6月29日の株主総会での承認をもって開始し、平成19年6月30日が有効期限となります。但し、有効期限の満了前であっても、() 当社の株主総会において上記対応方針を修正または廃止する旨の議案が承認された場合、または() 当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により上記対応方針を修正または廃止する旨の決議が行われた場合には、修正または廃止されるものとします。有効期限までに上記対応方針の修正または廃止がなされない場合は、有効期限は自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。従って、上記対応方針については、株主の皆様のご意向に従ってこれを修正または廃止させることが可能です。

当社は、上記対応方針が修正または廃止された場合には、その旨を速やかにお知らせします。

(注1)「特定株式保有者等」とは、当社の株券等の保有者、公開買付者または保有者且つ公開買付者である者であって、() 当該保有者が保有する当社の株券および当該保有者の共同保有者が保有する当社の株券等にかかる株券等保有割合の合計、() 当該公開買付者が保有し若しくは保有することとなった当社の株券等および当該公開買付者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかわる株券保有割合の合計、または、() 当該保有者且つ公開買付者であるものが保有し若しくは保有することとなった当社の株券等および当該保有者且つ公開買付者である者の共同保有者ならびに当該保有者且つ公開買付者である者の特別関係者が保有する当社の株券等にかかる株券保有割合の合計のいずれかが、当社発行済株式総数の20%を超える者または超えると当社取締役会が認める者をいいます。

(注2)「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、2億1千8百万円であります。 なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(4) 従業員数

当第1四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数の著しい増減はありません。

(5) 生産、受注及び販売の実績

当第1四半期連結累計期間において、生産、受注及び販売実績の著しい変動はありません。

(6) 主要な設備

当第1四半期連結累計期間において、主要な設備の著しい変動及び新たに確定した主要な設備の新設、休止、大規模改修、除却、売却等の計画はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類		
普通株式	252,000,000	
計	252,000,000	

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現 在発行数(株) (平成23年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	75,067,736	82,771,473	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	75,067,736	82,771,473	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成23年4月1日~ 平成23年6月30日		75,067		11,829		15,331

(注) 平成23年8月1日を効力発生日とする当社を株式交換完全親会社とし、株式会社光波を株式交換完全子会社とする株式交換により、発行済株式総数が7,703千株、資本準備金が1,841百万円増加しております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7)【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成23年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成23年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
 完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)		_
元主磁次惟怀以(自己怀以守)	普通株式 5,577,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,744,000	68,744	-
単元未満株式	普通株式 746,736	-	-
発行済株式総数	75,067,736	-	-
総株主の議決権	-	68,744	-

⁽注)「単元未満株式」欄の普通株式には、提出会社所有の自己株式271株が含まれております。

【自己株式等】

平成23年6月30日現在

所有者の氏名又 は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) (株)タムラ製作所	東京都練馬区東大泉一丁目19番43号	5,577,000	-	5,577,000	7.43
計	-	5,577,000	-	5,577,000	7.43

2【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1.四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び当第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	13,574	12,577
受取手形及び売掛金	19,575	19,139
商品及び製品	4,037	4,559
仕掛品	1,719	2,036
原材料及び貯蔵品	5,346	6,366
繰延税金資産	463	318
その他	2,078	2,126
貸倒引当金	199	207
流動資産合計	46,596	46,916
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	15,013	15,009
減価償却累計額	9,450	9,470
建物及び構築物(純額)	5,562	5,539
機械装置及び運搬具	13,440	13,774
減価償却累計額	10,658	10,918
機械装置及び運搬具(純額)	2,782	2,855
工具、器具及び備品 工具、器具及び備品	8,169	8,295
減価償却累計額	7,135	7,208
工具、器具及び備品 (純額)	1,034	1,086
土地	6,700	6,735
リース資産	1,614	1,639
減価償却累計額	685	758
	929	880
	39	175
	17,049	17,273
のれん	607	620
リース資産	322	364
その他	521	510
無形固定資産合計 無形固定資産合計	1,451	1,495
投資有価証券	1,607	1,617
繰延税金資産	787	924
その他	1,055	1,053
貸倒引当金	145	128
	3,305	3,467
	21,805	22,236
	68,402	69,152

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成23年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,550	11,578
短期借入金	3,525	4,928
1年内返済予定の長期借入金	8,649	5,644
リース債務	400	422
賞与引当金	863	462
役員賞与引当金	26	12
その他	3,111	3,351
流動負債合計	28,127	26,399
固定負債		
長期借入金	8,071	11,144
リース債務	1,088	1,063
退職給付引当金	1,744	1,697
その他	932	820
固定負債合計	11,837	14,726
負債合計	39,964	41,126
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,829	11,829
資本剰余金	15,336	15,336
利益剰余金	3,837	3,194
自己株式	2,363	2,364
株主資本合計	28,640	27,996
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	332	356
繰延ヘッジ損益	-	11
為替換算調整勘定	2,958	2,598
その他の包括利益累計額合計	3,291	2,966
新株予約権	77	77
少数株主持分	3,011	2,918
純資産合計	28,437	28,026
負債純資産合計	68,402	69,152

(単位:百万円)

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】【四半期連結損益計算書】【第1四半期連結累計期間】

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
売上高	16,856	17,765
売上原価	12,671	13,569
売上総利益	4,185	4,196
販売費及び一般管理費	4,102	4,388
営業利益又は営業損失()	82	192
営業外収益		
受取利息	4	2
受取配当金	13	13
持分法による投資利益	-	9
その他	64	71
営業外収益合計	82	97
営業外費用		
支払利息	114	103
為替差損	373	27
その他	10	29
営業外費用合計	498	159
経常損失()	333	254
特別利益		
固定資産売却益	2	1
投資有価証券売却益		8
特別利益合計	2	9
特別損失		
固定資産除売却損	3	8
投資有価証券評価損	14	59
特別退職金	-	78
災害による損失	-	43
その他		31
特別損失合計	18	221
税金等調整前四半期純損失()	349	466
法人税、住民税及び事業税	130	86
法人税等調整額	0	7
法人税等合計	130	94
少数株主損益調整前四半期純損失()	480	560
少数株主損失()	94	48
四半期純損失()	385	511

【四半期連結包括利益計算書】 【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純損失()	480	560
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	227	18
繰延ヘッジ損益	82	11
為替換算調整勘定	182	384
持分法適用会社に対する持分相当額	-	0
その他の包括利益合計	127	353
四半期包括利益	607	207
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	500	163
少数株主に係る四半期包括利益	107	43

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

(1) 連結の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、田村自動化系統(蘇州)何は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法適用の範囲の重要な変更

当第1四半期連結会計期間より、Romarsh Elcomponics Technologies Pvt. Ltd.は重要性が増したため、持分法適用の範囲に含めております。

【追加情報】

当第1四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年6月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の 訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計 基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度(平成23年3月31日)及び当第1四半期連結会計期間(平成23年6月30日) 該当事項はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び前第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。)及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

TO CON TAXABLE CON O RE	# 英 C L C 6 7 人 C の 1 0 7 0 0	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	前第1四半期連結累計期間	当第1四半期連結累計期間
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成22年6月30日)	至 平成23年6月30日)
減価償却費	509百万円	516百万円
のれんの償却額	3	17

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	208	3	平成22年3月31日	平成22年 6 月30日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	208	3	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						四半期連結	
	電子部品 関連事業	電子化学 実装関連 事業	情報機器 関連事業	計	その他事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	損益計算書 計上額 (注)3
売上高								
外部顧客への売上高	11,412	5,032	402	16,847	8	16,856		16,856
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	21		22	165	187	187	
計	11,413	5,054	402	16,870	173	17,044	187	16,856
セグメント利益又は 損失()	135	505	179	190	21	211	129	82

- (注) 1. 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運輸・倉庫・保険業を含んでおります。
 - 2.セグメント利益又は損失の調整額 129百万円には、セグメント間取引消去14百万円及び各報告セグメント に配賦していない本社部門負担の未来開発研究費用 143百万円が含まれております。
 - 3.セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(のれんの金額の重要な変動)

「電子部品関連事業」セグメントにおいて、当第1四半期連結累計期間において当社の英国子会社であるタムラ・ヨーロッパ・リミテッドが英国ROMARSH社の株式を取得して子会社化(当社の孫会社化)しております。なお、当該事象によるのれんの増加額は、当第1四半期連結累計期間においては616百万円であります。

当第1四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)

1.報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

								1 12 1 11/3
	報告セグメント]	[2	四半期連結		
	電子部品開連事業	電子化学 実装関連 事業	情報機器 関連事業	計	その他事業 (注)1	合計	調整額 (注)2	損益計算書 計上額 (注)3
売上高								
外部顧客への売上高	12,231	4,945	577	17,754	11	17,765		17,765
セグメント間の内部 売上高又は振替高	0	26		26	176	203	203	
計	12,231	4,971	577	17,780	188	17,969	203	17,765
セグメント利益又は 損失()	60	149	140	51	19	32	159	192

- (注) 1 . 「その他事業」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、運輸・倉庫・保険業を含んでおります。
 - 2.セグメント利益又は損失の調整額 159百万円には、セグメント間取引消去17百万円及び各報告セグメント に配賦していない本社部門負担の未来開発研究費用 177百万円が含まれております。
 - 3. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
 - 2.報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

「作当たり四十朔紀頃人並與及し昇足工の金曜は、以下のこのりてめりよう。					
	前第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日)			
1 株当たり四半期純損失金額	5円55銭	7円37銭			
(算定上の基礎)					
四半期純損失金額(百万円)	385	511			
普通株主に帰属しない金額(百万円)					
普通株式に係る四半期純損失金額(百万円)	385	511			
普通株式の期中平均株式数(千株)	69,497	69,490			
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当					
たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株					
式で、前連結会計年度末から重要な変動があったも					
のの概要					

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第1四半期連結会計期間(自平成23年4月1日至平成23年6月30日)

株式交換による株式会社光波の完全子会社化

平成23年3月25日締結の株式交換契約に基づき、平成23年8月1日に株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を実施し、株式会社光波(以下、「光波」といいます。)を完全子会社化いたしました。 その概要は下記のとおりであります。

- 1.取引の概要
 - (1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

株式交換完全親会社

名称 株式会社タムラ製作所

事業の内容 電子部品・電子化学材料・実装装置・情報機器の製造・販売

株式交換完全子会社

名称 株式会社光波

事業の内容 自動販売機用製品、LED応用製品、信号機器用製品等の光応用製品の製造・販売

(2)企業結合日

平成23年8月1日

(3)企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、光波を株式交換完全子会社とする株式交換

(4) 結合後企業の名称

変更ありません。

(5) その他取引の概要に関する事項

本株式交換を通じた当社による光波の完全子会社化は、トップクラスの電源技術、素材技術等に裏づけされた、当社の生産、研究開発、グローバルな調達体制と、光波のLED関連の独自技術の融合を更に深化させることを可能とし、その結果、当社グループの海外拠点等を利用した、LED応用製品のグローバル展開、当社と光波にて共同開発を進めている新型LEDデバイス、高輝度LED技術の確立など、様々な面でグループとしてのシナジー効果を一層高め、当社グループにおけるLED関連ビジネスの強化が実現できるものと考えております

2. 実施した会計処理の概要

共通支配下の取引等として、会計処理を行っております。

3.子会社株式の追加取得に関する事項

株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付株式数

(1)株式の種類別の交換比率

光波の普通株式1株に対して、当社の普通株式3.85株を割当て交付します。

ただし、当社が保有する光波の普通株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(2) 交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社及び光波がそれぞれ別個に、両社から独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社を、光波はみずほ証券株式会社を、それぞれの第三者算定機関に選定して株式交換比率の算定を依頼し、その算定結果をもとに両社間で協議の上、株式交換比率を決定いたしました。

(3) 交付株式数

普通株式 12,703,737株

うち、新規発行株式数 7,703,737株

自己株式割当交付数 5,000,000株

EDINET提出書類 株式会社タムラ製作所(E01786) 四半期報告書

2【その他】

該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社タムラ製作所(E01786) 四半期報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年8月12日

株式会社タムラ製作所 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 業務執行社員 公認会計士

会計士 秋山 賢一 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 布施木 孝叔 印

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 飯畑 史朗 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タムラ製作所の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成23年4月1日から平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成23年4月1日から平成23年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タムラ製作所及び連結子会社の平成23年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年8月1日に株式会社光波を完全子会社とする株式交換を実施 レアいる

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. 四半期連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。